

○飯塚市工業用水道事業に関する補助金交付要綱

平成29年3月22日

飯塚市告示第83号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市工業用水道事業の円滑な運営と経営の安定化に資するため、飯塚市工業用水道事業者に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の対象となる経費は、飯塚市工業用水道事業会計の収益的収支及び資本的収支のそれぞれの収支不足額であって、次に掲げる経費とする。

(1) 収益的支出費目

支払利息、減価償却費、資産減耗費、人件費

(2) 資本的支出費目

企業債償還金、改良事業費、新設事業費、浄配水施設整備事業費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(変更申請等)

第4条 補助金の交付の決定通知を受けた飯塚市工業用水道事業者は、補助金の対象経費に変更が生じたときは、その内容を記載した変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を認めたときは、飯塚市工業用水道事業者に通知するものとする。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請に係る申請書等の様式その他の補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。